

# 第 3 5 回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 1 1 日

上富良野町農業委員会

## 第 35 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年5月11日（木） 午後1時30分から午後3時40分

2 場 所 JA ぶらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2 報告第1号 農用地利用集積計画の取下げについて

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 土地の現況証明書下付について

日程第7 議案第3号 農業委員会の最適化活動の目標の設定等について

日程第8 議案第4号 農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------

8 会議の概要  
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。  
只今より、第35回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。  
定数に達しておりますので、これより第35回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
8番 島田 政志 君 9番 谷本 嘉彦 君 を指名いたします。

---

議長 日程第2 報告第1号「農用地利用集積計画の取下げについて」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

---

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。  
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画の作成）に基づき認定された所有権移転をする者、〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、について、関係者等の合意のうえ、農用地利用集積計画の取下げの申出がありましたので報告をいたします。

この所12につきましては、令和4年11月11日の総会時において審議され、認定されたものでありますが、北海道農業公社の農地保有合理化事業にて取り進めることとなり、先の農用地利用集積計画を変更するため、一度取下げすることとなった旨、補足説明いたします。

所12（取り下げ）

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計20筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿山林で現況畑。面積は20筆合計126,102㎡。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年11月14日で、支払方法は口座振込、支払時期は令和5年5月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

---

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
○○地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。  
令和5年5月11日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所8

出し手、○○○○の○○○○さん、受け手、○○○○の○○○○さん。土地の所在は上富良野町○○○○番○○ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑、公簿が山林で現況が畑。面積は2筆合計で1,870㎡です。内容は売買で、対価は○○○○千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年5月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

賃6

出し手、○○○○の○○○○さん、受け手、○○○○の○○○○さん。土地の所在は上富良野町○○○○番○○ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田。面積は2筆合計で44,005㎡です。内容は賃貸借で、対価は○○○○千円。始期は令和5年5月12日で、終期は令和5年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
諮問第1号 所8番 について、提案に関する補足説明を願います。  
9番 谷本 嘉彦 委員。

---

谷本委員 9番 谷本です。所8番 について、補足説明いたします。

令和4年11月11日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所8番

出し手 ○○○○の○○○○さん。  
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○付近になります。

○○さんの再処分に伴い、○○さんへの売買となりました。

北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用することになりましたが、20筆の内、2筆は農用地区域外であるため農地保有合理化事業として取り扱いできず、利用集積により、売買となります。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これより質疑に入ります。

島田委員 今、農用地以外という説明がありましたが、農用地以外なら農業委員会は関係ないのではないのでしょうか。

事務局長 農地については白地で、また、公簿地目が農地以外の場合は公社が扱えないとのことです。実際には農地です。農地ではあるので、農業委員会が取り扱う案件になります。

事務局 用語の話でややこしい部分もありますが、ここでの農用地区域内というのは農業振興地域の農用地区域内である、という意味です。  
農業経営基盤強化促進法に、一般に言われる田畑などを示す農用地等という言葉がありますが、今回の議案は先に述べた農業振興地域の農業地区域内であるという意味で使われています。

島田委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所8番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 諮問第1号 賃6番 について、提案に関する補足説明を願います。  
7番 小川 光洋 委員。

---

小川委員 7番 小川です。賃6番について、補足説明いたします。

令和5年4月4日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。  
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。  
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの賃貸となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

---

議長 日程第4 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。（〇〇番 〇〇委員 退席）  
諮問第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

---

事務局長 諮問第2号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。  
令和5年5月11日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所9

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で49,520㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年10月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

---

議長 諮問第2号 所9番 について、提案に関する補足説明を願います。  
5番 沼沢 春美 委員。

---

沼沢委員 5番 沼沢です。所9番について、補足説明いたします。

令和5年4月6日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所9番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。  
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。  
〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議長 これより質疑に入ります。

島田委員 単価が〇〇〇〇円とのことですが、この土地はどのような土地なのでしょうか。

事務局 場所については〇〇〇〇沿いから入っていくんですけど、土地的にどのようなものかは私も把握しきれいていません。

佐藤代理 私も担当委員だったんですが、ほかの用務が重なり欠席しているんですが、〇〇委員から土地の経緯を聞いているので説明します。  
この農地を、農地保有合理化事業で助成金が出たときに、単価〇〇〇〇円で取得しているとのこと。よって、当時と同じ単価で決定したとのこと。

島田委員 このあたりの土地だともう少し価格高いと思いますが。助成金が出たから買えただけで、土地そのものの価格とは違うのではないかと思ったので。

事務局 あっせん会は土地の状態を見て価格を決めるものなので、助成金が出るからと言って金額を上下させることはありません。

谷本委員 いつ買ったのか。

事務局 平成13年です。

議長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 所9番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇 委員着席)

---

議長 日程第5 「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

---

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和5年5月11日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに田、面積は6筆合計で46,342㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で18,205㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

3番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田及び畑。面積は4筆合計で62,283㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

4番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は4筆合計で126,881㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

5番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに畑、公簿が原野で現況が畑。面積は6筆合計で213,373㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

6番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、計1筆。地目は公簿が原野で現況が畑。面積は1筆合計で6,595㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

7番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は3筆合計で11,739㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第1号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。  
11番 内田 透 委員。

---

内田委員 11番 内田です。 議案第2号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○○○、○○○○付近になります。

○○さんの規模縮小に伴い、○○さんへの賃貸借となりました。

2番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○○○付近となります。

○○さんの再処分に伴い、○○○○さんへの賃貸借となりました。

3番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○○○沿いとなります。

○○○○さんから、○○○○さんへの使用賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号 1番、2番、3番について、これより質疑に入ります。

佐藤代理 1番について質問です。地図上で赤い線がつながっていますが、これは申請地のくくりではないんですよね。

事務局 事務局の作業の都合上、線がつながっているだけです。  
申請地については、白地の地図を確認していただければわかりやすいかと思います。  
また、今回台帳地図ではなくグーグルマップを使用しているのは、写っている範囲内に比較的近年に農地を転用して住宅を建てた土地があるからです。台帳地図だとその住宅が確認されず、農地の一部が四角く切り取られたように見えてしまうため、補足説明する必要がないように資料を作成しました。結果、皆様を混乱させることになってしまいました、申し訳ありません。

島田委員 申請箇所は○○○○で土取り場に使っていたような気がしたんですが、記憶違いでしょうか。

事務局 土取り場はその箇所のもう少し〇〇側の土地です。また、そちらの地目は農地ではないので問題ありません。

議長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第1号 4番、5番、6番、7番 について、提案に関する補足説明を願います。  
2番 対馬 徹 委員。

---

対馬委員 2番 対馬です。議案第1号 4番5番、6番、7番について、補足説明いたします。

4番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿い、〇〇〇〇付近となります。

〇〇〇〇さんの経営合理化に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

5番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近となります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

6番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。  
受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近となります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

7番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。  
受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。  
〇〇〇〇也さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号 4番、5番、6番、7番 について、これより質疑に入ります。

島田委員 〇〇〇〇は、過去の総会でも出てきたかと思います。面積も相当取得していますが、大丈夫なのでしょうか。ちゃんと耕作してもらえるのでしょうか。

對馬委員 〇〇〇〇は、〇〇〇〇の畑作部門の人間が吸収された形になります。まるっきり別法人が引き受けたわけではありません。〇〇〇〇は畑作部門と養豚部門がありました。畑で作業する人間は以前と同じです。

内田委員 先月と今月とで分かれて出てきた理由は何かあるのでしょうか。

對馬委員 売買の部分があったからじゃないか。

事務局 わかっている範囲内では、当初売買で進めようとしていた土地に内地番が設定されていて、その処理が終わらないから賃貸借結ぶという判断をしたのが最近です。〇〇さんの土地については話がなかなかつかなくて時期がずれたとのこと。〇〇〇〇の土地が、時期がずれた理由は把握しておらず、すぐお答えできません。調べます。

谷本委員 抵当は大丈夫か。

對馬委員 抵当権設定していたら売れないだろう。

事務局 事務局に申請が来る時点で必ず土地の登記事項証明書を付けさせるんですが、そこで抵当の確認をして、もしついていれば外させる指導をします。

上田委員 内地番のこの内側の線は、自分たちで判断した線なのか。

事務局 基本的に、内地番の土地は農業委員会の証明をもらっています。この土地は〇〇年くらいに、中山間の補助金をもらうために農地部分と判定して、事業に組み込んだ。公簿地目が原野であり、ある時から切り開いて農地として使い、〇

〇年に農地部分の面積を証明した、という経過です。

上田委員      ということは、議案に出ている面積は内地番部分のみの面積か。

事務局       はい、そうです。面積も、測量をしているわけではないので多少のずれはあるかもしれませんが。

事務局       補足です。4番の土地は〇〇〇〇予定地だそうで、今後その転用があるかもしれません。

議 長       他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 4番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。  
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

---

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。  
令和5年5月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿が畑と田、現況は農地・採草放牧地以外。面積は3筆合計で13,340㎡です。上富良野町〇〇〇〇番〇〇は、平成20年農地パトロールにて非農地の判定を行い、その通知をしたが地目の変更をしていなかった箇所です。〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇は、平成31年7月総会にて農地法第4条の許可を得て植林転用をしたところ。非農地の判定を受けた箇所は山林の様相であり、転用許可を受けた箇所は木々が成長し山林と呼ぶに値する状況となったため、地目の整理のために、現況証明を受けたいとのことです。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で589㎡です。平成24年10月総会にて、農地法第5条の許可を受けて建設した〇〇〇〇で、転用後は隣接農地と同様に、〇〇〇〇氏に貸し付けをしていました。隣接農地の売買が成立したことから、宅地部分も売買するために地目の変更をしたいとのことです。

3番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田で現況が農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で4,078㎡です。平成15年頃から水はげが悪く、作物（水稻）の生育状況が非常に悪いため作付けしていなかった土地です。原野となっていたため、道営農業農村整備事業（〇〇地区）の区画整理・農業用排水施設整備工事による発生した土砂等を処分するため、本申請地に係る使用貸借契約を交わし、平成30年10月1日から令和4年10月まで搬入した経緯があります。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第2号1番 について、提案に関する補足説明を願います。  
2番 対馬 徹 委員。

---

対馬委員 2番 対馬です。 議案第2号1番 について、補足説明いたします。  
4月19日に 佐藤職務代理、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。  
所在地は 〇〇地区、〇〇〇〇沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。  
公簿上は畑と田ですが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号1番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号2番 について、提案に関する補足説明を願います。  
12番 佐藤 良二 委員。

---

佐藤代理 12番 佐藤です。 議案第2号2番 について、補足説明いたします。  
4月19日に 沼沢委員、内田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の ○○○○さん。  
所在地は ○○地区、○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。  
公簿上は畑ですが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号2番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号2番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号3番 について、提案に関する補足説明を願います。  
8番 島田 政志 委員。

---

島田委員 8番 島田です。 議案第2号3番 について、補足説明いたします。  
4月25日に 西木委員、小川委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん。  
所在地は ○○地区、○○○○付近になります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。  
公簿上は田ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適切と思います。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号3番 について、これより質疑に入ります。

他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号3番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7 議案第3号「農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」の件を議題といたします。  
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

---

事務局 事務局より、令和4年度農業委員会の最適化活動の目標及びその達成に向けた点検・評価並びに、令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、別紙資料に基づき、説明いたします。  
以下、説明。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第3号について、これより質疑に入ります。

島田委員 農地パトロールについて、ある県では町長や町議会に農地の現状を見てもらっているらしく、当町も同様に見てもらえれば町の現状を理解してもらえるのではないかと思います。

議 長 要望ということですか。

島田委員 はい、そうです。

内田委員 令和4年の目標及び達成で、地域農業者からの意見要望について、意見がなかったとのことですが、農業委員会での相談は含めないのか。特別な意見を求めるのならそういった機会はないと思うのですが。  
各地域に改善組合があるから、いろんな意見があったのかなと思うけれど。

事務局 WEB フォームなどがあるわけでもなく、そういった場を設けてはいません。  
要望があったかどうか、ですよね。

内田委員 窓口がなければ要望の出しようがない。もし今までに窓口があったとするなら、その役割は改善組合だったのかと思うので。

事務局 一度持ち帰らせていただき、後日回答します。

内田委員 何も意見がない、ということはないと思います。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長 日程第8 議案第4号「農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件を議題といたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。
- 
- 事務局 事務局より、農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として位置付けられましたので、別紙資料に基づき、説明いたします。
- 
- 議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第4号について、これより質疑に入ります。
- 島田委員 管内の農地面積について、議案第2号でも農地以外と認めますという案件がありますが、これが今後もあると管内農地面積というのはだんだん減っていくと思います。この指針では、数年後も同じ面積ということになっていますが。
- 事務局 こちらの指針では10年後も同じ管内農地面積を入力しています。今回は現状の数値を入れました。この数値が妥当なものかどうかは今後また検討し、修正が必要であれば修正します。
- 対馬委員 新規参入促進の中で、上富良野町の行政の中で、新規参入の窓口とはどこになるのか。
- 事務局 補助金とか金融面の制度上の窓口は農業振興課です。
- 対馬委員 第一歩の窓口はどこか。
- 西木委員 定住移住ではないか。そこから分野によって分かれると思うが。
- 対馬委員 スタートが浸透していないのに、指針に述べているのはいかがなものか。  
新規就農しようとしている人間から行政の対応に対するクレームが寄せられてくる。結果的に、後継する人間に対してこの行政を紹介できないというクレームがある。  
指針に明確にするなかで、我々の対応はいかがなものか。  
うたい文句として載せているだけでそれが実行されていないのが現状。根本的に考え直さなきゃならない。
- 谷本委員 親子経営ならUターンで帰ってきてやれるけど、新規参入で農業をやるならお金がないとやれない。ただ2年間実習して、入ってくださいとは言えない。  
対馬さんの言うように、上富良野として移住者を受け入れて、新規参入をしていくのか。話をしていかなきゃならない。  
新規参入の問題はお金だと思う。
- 対馬委員 そこまで至る前の段階で。課内の振るいというか。そこに至るまでの、なぜだめなのかを明確に示してくれないとか。細かい面が不誠実だと言われる。
- 谷本委員 我々もなにか手を打たないと。  
そっくり居抜きで入ってもらえるならできるだろうが。機械から土地から。
- 議長 新規就農は難しい部分が多い。外部からきて農業やりたいと言われても、いろんな部

分が絡んだ時にどうなのか。

對馬委員 指針に述べている以上、難しい案件に対してクリアにしていけないと。困難はあるが、窓口は開くべきだし、その窓口が明確に対応できなかったとしたら行政のサービスとしていかなものか。

議 長 いずれにせよ行政で指針を持っていけば、やりたいひとの人数の把握をしなきゃならない、来てもらわないと最初は始まらないし。

對馬委員 過去の例において、いま現行に入っている人が、我が行政に対して推薦できないと。このような空気を持っているということから、改善しないといけない。

事務局長 うちの町に来たいという人は、農業なのか、ITなのかなど色々あると思う。西木委員がおっしゃられたように定住移住が相談窓口の一番初めなのかなと。農業関係なら農業振興課の方へつながっていくのかなと。行政も窓口がきちんと一本化されれば本来なら一番いい。ホームページでも定住移住出したりしていますが、わかりにくい面もありますので。対応できるように工夫をしていきます。

西木委員 今度総会あるときに、農業委員から、(定住移住の役員会などの) 構成員として1名出してもらおうとか。そうすればこの中に周知ができる。取り組もうにも情報がなければできない。  
農協、アパート協会、観光協会などありますが、農家に特化するということでも、その分野に長けた人物がいたほうがいい。そういう提案をしてみるといいのかなと。農協も営農に関わればサポートできるが、農地を取得するまでの部分では農業委員から。

谷本委員 目標達成のために必要なこと。

上田委員 第三者継承で取り組んでもらえるかどうかのアンケート取ったことなかったか。

事務局 令和2年度に、そういう趣旨ではないですが、アンケートを取りました。後継者の有無を確認する項目がありました。

上田委員 第三者継承をやってもらえる人を探してた。上富良野はそういう話し合いの場も作れないような状況。農業振興課にも力入れてもらって、農業委員もその際には話し合いに参加する。  
農業はこのままだとどんどん下がっていく。新規就農というより、第三者継承で入って、お互いで2年3年やっていけば。

島田委員 水を差すようですが、上川管内のある町では、新規就農者を募っては、助成とかしても、根付かずに去っていくとか、名目上新規就農者を募ってはいるが歓迎していないとか。  
内地の方から問われたときに、農業委員の私でもすぐ答えられるような状態に。農業をやりたいと聞かれても、詳細を答えられない。最低限度、聞かれたら答えられるような状態になってほしい。

谷本委員 目標に近づけるようになんとか努力していけないと。  
農業委員だけではできない、横のつながり。

議 長 新規就農の人、たくさん来てほしいが、理想と現実は離れている。難しい部分がある。  
町の方も窓口は開いていると思うが。移住定住もあるし、結構問い合わせもあると聞く。

内田委員 その中でも農業に関わりたいという人の声を吸い上げているかというのは多少なりともある。  
第三者継承は重要。自分がリタイアする20年後はまだ先の話だが、そのとき周囲に土地を受けてくれる人はほとんどいない。となると子どもか、企業参入か、第三者継承か。20年後だと100ha規模の農家がぼこっといなくなる。

谷本委員 農業委員も大事だが、ふらの農協も真剣になってやらないと。  
農地をどうするか、みんなで話さないと。

議長 新規参入の目標については、提案の内容でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第35回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。礼。

---

以上、報告1件、諮問2件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時40分

---

上記第35回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年5月11日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_